

## 横浜市会委員会傍聴規程の一部改正（新旧対照表）

（下線は改正部分）

現 行	改正後
<p style="text-align: center;">（傍聴証の交付の手續等）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 同じ日に2つ以上の委員会の傍聴をしようとする者は、委員会ごとに傍聴証の交付を受けなければならない。ただし、<u>先に傍聴した委員会の傍聴証を返還した後でなければ、新たな傍聴証の交付は受けられないものとする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>7 （略）</p> <p style="text-align: center;">（傍聴証の返還）</p> <p>第 6 条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を<u>終え、退場しようとするときは、傍聴証を返還しなければならない。</u></p> <p>（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（傍聴証の交付の手續等）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 同じ日に2つ以上の委員会の傍聴をしようとする者は、委員会ごとに傍聴証の交付を受けなければならない。ただし、<u>一般席で傍聴しようとする者（会派からの紹介により傍聴する者を含む。）の数が委員会を開催する室の一般席の定員に達した委員会（以下「定員に達した委員会」という。）の傍聴証の交付を受けた者は、当該定員に達した委員会の傍聴証を返還した後でなければ、当該定員に達した委員会以外の委員会の傍聴証の交付は受けられないものとする。</u></p> <p><u>7 第 4 項ただし書の規定により抽選を行う場合において、抽選に参加する者は、抽選を行う委員会の開会予定時刻の 30 分前から当該委員会の開会予定時刻までの間、当該委員会以外の委員会に係る同項ただし書の規定による抽選に参加することができない。</u></p> <p>8 （略）</p> <p style="text-align: center;">（傍聴証の返還）</p> <p>第 6 条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を<u>えたときは、傍聴証を返還しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、定員に達した委員会の傍聴証の交付を受けた者は、当該定員に達した委員会が開催される日と同日に開催される当該定員に達した委員会以外の委員会の傍聴をしようとするときは、当該定員に達した委員会の傍聴証を返還しなければならない。</u></p>

第1号様式（第4条第1項）

整理番号 _____ 交付番号 _____
<b>一般傍聴申込書</b>
傍聴希望委員会名
傍聴人住所
氏名
年 月 日
<u>上記のとおり申し込みます。</u>
※受付時間は、委員会開会予定時刻の30分前からとなります。 受付開始時に定員を超えている場合は、抽選となります。

(縦109ミリメートル×横163ミリメートル)

第1号様式（第4条第1項）

整理番号 _____ 交付番号 _____
<b>一般傍聴申込書</b>
傍聴希望委員会名
傍聴人住所
氏名
年 月 日
<u>横浜市会委員会傍聴規程に規定する傍聴人の遵守事項等を確認し、上記のとおり申し込みます。</u>
※受付時間は、委員会開会予定時刻の30分前からとなります。 受付開始時に定員を超えている場合は、抽選となります。

(縦109ミリメートル×横163ミリメートル)

第3号様式（第4条第2項）

整理番号 _____ 交付番号 _____
<b>会派紹介傍聴申込書</b>
傍聴希望委員会名
傍聴人住所
氏名
紹介会派名
会派代表者氏名
年 月 日
<u>上記のとおり申し込みます。</u>

(縦109ミリメートル×横163ミリメートル)

第3号様式（第4条第2項）

整理番号 _____ 交付番号 _____
<b>会派紹介傍聴申込書</b>
傍聴希望委員会名
傍聴人住所
氏名
紹介会派名
会派代表者氏名
年 月 日
<u>横浜市会委員会傍聴規程に規定する傍聴人の遵守事項等を確認し、上記のとおり申し込みます。</u>

(縦109ミリメートル×横163ミリメートル)